

キラリ☆地域人 [活動編] ～地域には、キラリと光る人がいる～

「誰もが安心して暮らし続けられる街」の実現を目指し、あらかわ社協では、さまざまな取り組みをしています。

その取り組みのひとつに、住民同士の「助け合い」や「支え合い」を推進する事業があります。

地域福祉の担い手として活動されている方を紹介するコーナー『キラリ☆地域人～地域には、キラリと光る人がいる～』

今回は、住民が主体となり、地域福祉の担い手として活動している事業とその活動の様子をご紹介します。

応援します。あなたの子育て！ファミリー・サポート・センター事業

未来を担う子どもたち 地域みんなで育て愛

この事業は、子育てのお手伝いをしてほしい人(利用会員)とお手伝いができる人(協力会員)が会員登録し、センターのアドバイザー(社協職員)が橋渡し役となって、子どもの一時預かりを行うことで、住民同士が助け合う事業です。お手伝いができる人(協力会員)として登録・活動している方の97%は荒川区民であり、主に40代～70代の子育て、孫育てが一段落した方が登録・活動されています。



お迎えに来たお母さんに玄関でバトンタッチ!

利用会員 前田さんの感想

荒川区の保育園は1歳の誕生日まで午後5時のお迎えのため、「困った!」と思っていたところ、ファミリー・サポートを知りました。子どももすぐに慣れ安心して預けることができました。

▲ 利用会員の前田恵さん(左)、お子さんの小夏ちゃん(中)、協力会員の奈木野里香さん(右)

ご自身のお子さんの成長に伴い、「お手伝いを依頼する側(利用会員)」から「お手伝いする側(協力会員)」となった協力会員 奈木野里香さんにお尋ねしました。



奈木野里香さん

Q 協力会員になったキッカケは何ですか

A 息子が小学生になり、仕事を再開しました。息子を学童にお迎えに行くので、定時で帰れる仕事をしています。夕方は自分の子どもと一緒に他のお子さんもお世話ができると思い、協力会員になりました。

Q 協力会員としてのやりがいを教えてください

A 妊娠されていたお母さんが急に入院することになり、3歳の女の子をお預かりする活動がありました。その子は不安そうでしたが、毎日の毎日の遊びや食事を通して、関係ができ、保育園にお迎えに行くこと「なごのさん」と言いながら飛びついてくれるようになりました。2週間の活動でしたが、無事に出産されたお母さんからお礼の手紙をいただきました。「私でもお役に立てたんだな」と思い、嬉しかったです。また、半年間、毎日0歳児のお子さんを午後5時に保育園にお迎えに行く活動の時も、迎えに行くこと嬉しそうにニコニコしてくれる顔がとても可愛くて、活動自体が楽しかったです。活動を終えてからも、保育園のクリスマスに招待して頂き、お母さんと一緒に成長を見ることができて、やりがいを感じました。

協力会員になるために…

・協力会員養成講座(3日間、教材費1,400円)の受講が必要となります。

・講座日程:平成29年8月22日～24日(時間、会場はお問合せ下さい)。

※9月以降の養成講座は10月、12月、2月に実施します。詳しい日程はお問合せ下さい。

※保育士や小学校教諭等の育児に関する資格のある方は免除科目あり。

3日間の講座
受講で協力会員
になれます

育児のお手伝いができる方(協力会員)を募集しています!

「子どもが好き」「子育ての経験を活かしたい」「地域の子育てに協力したい」等そんな思いのある方はぜひ、協力会員として登録・活動して下さい。なお、協力会員が活動を行う際には謝礼が支払われます(1時間あたり720円～840円)。

できる時に
できる範囲で
活動できます

申込・問合せ:荒川区ファミリー・サポート・センター TEL:3891-7938 FAX:3891-5290

暮らしの“あんしん”をお手伝い! 地域福祉権利擁護事業

成年後見センター・あんしんサポートあらかわ

地域福祉権利擁護事業では、認知症や障がい等により、判断能力の不十分な方のために福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを「生活支援員(住民の方)」と「専門員(社協職員)」が一つのチームになって行っています。

「生活支援員(住民の方)」は「専門員(社協職員)」が作成した支援計画(お手伝いの仕方・内容)に基づき、利用者宅を定期的に訪問しています。

生活支援員 大住恒子さん(荒川区在住)の活動をご紹介します。

【生活支援員の動き】



① 社協で専門員と本日の支援内容を確認します。
大住さん(左)と専門員(右)



② 利用者宅へ移動。利用者とは本日の支援の内容を確認します。
今日は銀行に同行し、地代の入金のお手伝いをすることを確認しています。



③ 利用者とは銀行に移動
世間話や生活の様子を確認しながら、銀行に向かいます。



④ 自宅に戻り本日の支援内容の確認
「援助実施票」にサインをしていただきます。

⑤ 社協に戻り、専門員に本日の支援や利用者の様子を報告し、支援が終了します。

利用者の声…

「体調に不安があるし、足が悪くなってきた。定期的に訪問してくれて、一緒に外出できるので安心だし、ありがたい。」

大住さんにお尋ねしました

Q 生活支援員になったキッカケは何ですか?

A 地方に住む実母がお金の管理ができなくなり、荒川で一緒に住むことになりました。お金の問題が解決できれば、住み慣れた地域で暮らすことができたのに…。近所の方が母と同じ思いをしないで済むようにお手伝いをしています。

Q 現在、どのようなお手伝いをしていますか?

A 今、3人の方を担当しています。グループホームで生活する方の通帳記帳を行い、ご本人と支出や残金を確認しています。また、週1回、訪問している方には、一週間分の生活費を銀行でお届けしています。その他、家賃や介護保険サービスの利用料の振り込みもしています。

Q 生活支援員の“やりがい”を教えてください

A 「その方が住み慣れたところで、生活できる」そのお手伝いができることに意義を感じています。

成年後見制度・権利擁護 無料相談 予約制のお知らせ

成年後見センター・あんしんサポートあらかわでは、成年後見制度・権利擁護に関する無料相談を定期的に実施しています。

「このような相談に弁護士や司法書士・社会福祉士がお応えします。」

- 弟が認知症の母と同居しているが、どうやら弟が勝手に母のお金を使っているらしい。
- 寝たきりの祖母からお金の管理を頼まれたため、きちんと祖母のお金の管理をしているにもかかわらず、叔父や叔母からなにかと疑われてしまう。
- 「成年後見制度って何?」「成年後見制度の申立て方法がわからない!」等

[8月の日程] ※事前予約が必要です

2日(水) 13:30～成年後見制度 説明会(基礎編)

8日(火) 14:00～成年後見制度 個別相談

16日(水) 13:30～成年後見制度 説明会(後見人のお仕事)

22日(火) 14:00～成年後見制度 個別相談

24日(木) 14:00～権利擁護 個別相談

※説明会・相談は毎月実施しています。詳しい日程はお問合せ下さい。

成年後見制度は、精神上的障害(知的障害、精神障害、認知症など)により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

申込・問合せ:成年後見センター・あんしんサポートあらかわ TEL:3802-3396 FAX:3891-5290